

門司植物防疫所福岡支所交渉（全農林労働組合福岡分会）議事要旨

1. 日 時：令和5年12月21日（木）12：09～12：19

2. 会 場：門司植物防疫所福岡支所会議室

3. 出席者：門司植物防疫所福岡支所 佐野 進一 支所長
同 大津 昌幸 庶務課長

全農林労働組合福岡分会 堀江 誠治 財政部長
同 宮田 政輝 執行委員

4. 議 題：全農林労働組合福岡分会による要求書回答
（全農林労働組合福岡分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要：

（大津庶務課長）

これより、全農林労働組合福岡分会からの要求に基づく交渉を開始する。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合福岡分会から提出された要求事項のうち、「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、

- ・「Ⅰ 労働諸条件の改善について」の1の事前の超過勤務命令の徹底及び超過勤務縮減の部分、2の超過勤務縮減策の部分、3、5のハラスメント防止策の徹底の部分、6、7、8の研修等の実施部分を除く障がい者の職場環境の部分及び9
- ・「Ⅱ 福利厚生施策の充実について」
- ・「Ⅲ 人事評価制度について」

とし、その他の事項については、管理運営事項等に該当することから、要望事項として整理しているので、これを前提に交渉を行う。

（堀江財政部長）

佐野支所長におかれましては、ご多忙中にも関わらず、23全農林福岡分会要求2号に基づく回答交渉の場を設けていただいたこと、また、日頃から私たち全農林の活動に対し、ご理解をいただいていることについても感謝申し上げます。

今般提出した要求書は、2024年度における予算、組織・定員の確保、級別定数の拡大などの検疫現場の最前線で働く多くの組合員の声を取り纏めたものである。

（宮田執行委員）

ご承知のとおり、植物防疫所においては、植物防疫法が改正された中で新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う航空便・船舶便の復便や円安傾向で入

国者数及び輸出検疫業務量の増大が想定される。このように、状況が大きく変わる中、植物検疫行政を適切に推進していくためには、職員が安心且つ意欲をもって職務に取り組むことができる職場環境の確立が極めて重要である。

本日は、今般提出した要求書の要求事項のうち、予備交渉で交渉対象として整理された要求事項について、当局として誠意ある回答をお願いしたい。

（佐野支所長）

門司植物防疫所福岡支所に勤務されている職員の皆様には、日々の業務の遂行に当たって不断の努力をいただいていることについて感謝申し上げます。

それでは、交渉対象とする事項について回答させていただく。

最初に、Ⅰ労働諸条件の改善についての1から3について一括して回答する。

超過勤務については、事前の超過勤務命令を徹底し、勤務時間外の業務指示は行わないよう努めること、上限時間を十分認識し、超過勤務の縮減に努めることを、管理者に対し指導するとともに、定期的に超過勤務縮減の取組を検証し、超勤の縮減対策を図って参りたい。

次にⅠの5のハラスメント防止策の徹底について回答する。

ハラスメント防止対策については、秘書課長通知により、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置等を明確にしているところであり、パワー・ハラスメントの防止については、「パワー・ハラスメントを起こさないために注意すべき言動例」の周知や令和2年6月に制定された人事院規則の内容を職員に周知してきたところである。また、全職員を対象としたハラスメント防止チェックシートや管理職を対象としたeラーニングの実施等により啓発を行ったところであり、引き続きハラスメントのない職場づくりに取り組んでまいりたい。

次にⅠの6について回答する。

年次休暇や夏季休暇を計画的に取得することは重要であると考えており、職員掲示板や所内会議等において、休暇計画表を作成し各自記入すること、また、ゴールデンウィーク及び夏季休暇の取得並びに年末年始の際に年次休暇と組み合わせ、長期連続休暇となるよう努めることなどを促す等、職員が休暇を取得しやすい環境づくりをしているところであり、引き続き徹底してまいりたい。

また、諸休暇や各種休業制度については、掲示板に制度等の概要を掲載するなど職員周知を図るほか、照会があった場合には個別に対応を行っているところであり、引き続き、利用しやすい職場環境の整備に努めてまいりたい。

次にⅠの7について回答する。

仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう育児や介護を行う職員について職場全体で支援していくことは重要であると認識している。また、育児休業や介護休業を希望する職員の担当業務が支障なく遂行されるよう、必要に応じて業務の調整を行うなど、取得しやすい職場環境となるよう努めてまいりたい。

次にⅠの8の障がい者雇用について回答する。

障害者雇用への対応については、障害者が安心して働くことができるよう、相談

窓口の設置や、人事担当者及び障害者が配属されている部署の職員等に対して、厚生労働省が開催するセミナー等への受講の機会を設けるなどにより、障害者が働きやすい職場づくりに努めてまいりたい。

次にⅠの９について回答する。

管理者と職員とのコミュニケーションについては、引き続き管理職が率先して職員とのコミュニケーションを図り、業務を円滑に行うことができる環境づくりに努力する考えである。

続いてⅡ 福利厚生施策の充実について回答する。

メンタルヘルス対策については、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき、心の健康に対する管理職員の意識向上のため、定期的にメンタルヘルス研修を実施しているほか、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制を整備しているところであり、引き続き職場や専門家が連携して対応する考えである。

最後にⅢ 人事評価制度について回答する。

人事評価については、評価結果が処遇に活用されることから、期首面談においては、評価者と被評価者の間で認識を共有して目標を確定するとともに、期末面談にあたっては、理由を含めて丁寧に説明するよう引き続き指導してまいりたい。

コミュニケーションについては、先ほども申し上げたところであるが、人事評価制度にかかわらず今後とも奨励してまいりたい。

（堀江財政部長）

秋季要求書にご回答いただき感謝申し上げます。

当局におかれては、門司植物防疫所福岡支所管内の労働条件の改善、健康管理への対応など、日頃から誠意をもって積極的に対応いただいているものと理解している。

植物検疫業務量が増加する一方、限られた人員で適切な業務対応を行う上で、職員が最大限の能力を発揮できるよう、引き続き、より良い職場環境づくりに向けた特段の配慮をお願いする。

また、今回交渉の対象とならなかった事項についても、職員の切実な要求であることをご理解のうえ、今後とも誠実な対応をお願いする。

（佐野支所長）

本日の交渉を踏まえ、今後とも職員の皆様の意見にも十分配慮し、職員が安心して働ける風通しの良い職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

（大津庶務課長）

以上をもって、全農林労働組福岡分会からの要求に基づく交渉を終了する。

23全農林福岡分会要求 2 号
2023年 11月 21日

門司植物防疫所福岡支所

支所長 佐 野 進 一 殿

全農林労働組合福岡分会
委員長 江 口 彰



要 求 書

農林水産省においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、食料安全保障の確立と農林水産業の持続的な成長をはじめとする新たな農林水産施策が展開されているなか、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務が慢性化するなど極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の下、私たちは当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。下記事項は、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 門司植物防疫所福岡支所として、事前の超過勤務命令の徹底、職場における厳格な勤務時間管理を実施し、超過勤務を縮減すること。
2. 門司植物防疫所福岡支所として、超過勤務の上限規制を完全に遵守するとともに、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。
また、超過勤務手当について全額支給すること。
3. 門司植物防疫所福岡支所として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者に徹底すること。
4. 門司植物防疫所福岡支所として、勤務間インターバルの確保を図ること。

5. 門司植物防疫所福岡支所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
6. 門司植物防疫所福岡支所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。
また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 門司植物防疫所福岡支所として、ワークライフバランスの確保や育児・介護のための休暇等が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
8. 障がい者雇用について、門司植物防疫所福岡支所として、雇用される障がい者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。
また、職員に対し、障がい者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障がい者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
9. 門司植物防疫所福岡支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、門司植物防疫所福岡支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

IV 職場環境改善について

(別紙のとおり)

(別 紙)

1. 福岡支所では、来年5月から始まる遠隔地での携帯品検査対応に伴い、宿泊を伴う出張及び輸出入検疫業務量における一層の増加が見込まれることから、これに対応する職員を増員すること。
2. 福岡空港出張所における輸出検疫業務量は、右肩上がりで増加していることから、輸出班員数の現行体制を維持すること。
3. 新型コロナウイルス感染症の5類移行に加え、円安の影響により入国者数は増加し、携帯品検査件数も増加していることから、対応する職員を増員すること。
4. 福岡支所並びに福岡空港出張所における業務分担の追加・変更等、労働条件に関する情報は、速やかに職員へ周知を図ること。
5. 航空機入港遅延及び入国審査・税関審査等で検査終了時間が公共交通機関の終発以降となった場合、現行のタクシーチケットに加え、職員の負担を軽減する観点から、宿泊手当の新設に向けて、関係機関に働きかけを行うこと。
6. 異動の広域化に伴い、自家用車通勤者における駐車場代の負担を軽減する観点から、駐車場利用にかかる手当の新設に向けて、関係機関に働きかけを行うこと。

以 上